

## 学校保健委員会設置要綱

### 第1章 総則

第1条 本会は、東京都立羽村特別支援学校 学校保健委員会と称する。

第2条 本会は、学校教育法及び学校保健安全法の主旨に基づき、学校・保護者・地域社会関係者が緊密に連携して、学校保健の諸問題について意見交換し、協議・研究するとともに、課題解決に向けた諸活動の推進を目的とする。

### 第2章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議し、その実現に努める。

- 1 学校保健計画に関する事
- 2 健康づくりにおけるライフスタイルの確立に関する事項
- 3 児童・生徒の健康づくりのための実践活動に関する事項
- 4 疾病予防に関する事項
- 5 学校行事および校外学習における保健の推進に関する事項
- 6 学校環境衛生の維持改善に関する事項
- 7 学校給食・栄養に関する事項
- 8 保健施設の整備、拡大に関する事項
- 8-2 危機管理対策に関する事項
- 9 その他本委員会の目的達成に必要な事項

### 第3章 組織

第4条 本会は、次の構成員によって組織する。

学校代表：学校長・副校長・経営企画室長・学校医・学校歯科医・学校薬剤師・学校栄養職員・  
担当主幹教諭・養護教諭・保健給食部員

保護者：PTA会長・副会長

地域関係代表：保健所・医療機関、その他

第5条 議題により関係者を随時に加えることができる。

### 第4章 運営

第6条 本会は、学校長が招集し、原則として年3回開催する。但し、必要により臨時に開くことができる。ここでいう臨時とは、食中毒の発生時、震災大規模な疾病の流行時、その他必要と認めるとき。

第7条 本会の開催進行については、年度ごとに役割分担をする。

第8条 本会で申し合わせた事項についてはそれぞれ関係部門において処理する。

#### 附則

本規約は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附則

本規約は、平成24年7月19日から施行する。

#### 附則

本規約は、平成28年10月1日から施行する。